

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案の概要

平成24年2月
林 野 庁

国有林野事業について、地域の実情に応じて国有林と民有林の一体的な整備及び保全を推進する仕組みを創設するとともに、特別会計による国営企業の形態を廃止し、一般会計で実施する事業に見直す。

I. 概要

1. 国有林野の管理経営に関する法律の一部改正

- (1) 国有林野事業について、国有林だけでなく、国有林と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林についても、その整備及び保全ができることとする。
- (2) 農林水産大臣等が定める「国有林野の管理経営計画」を拡充する。
 - ① 計画事項として、国有林と民有林の一体的な整備及び保全に関する事項を追加
 - ② 森林における生物の多様性の保全、需要に即した林産物の供給、林業経営を担う人材育成等国有林野事業と民有林野に係る施策の一体的推進に配慮して定める
- (3) 国以外の者と国有林野の育林等の費用を分担し、将来収益を分配する仕組みである分収林制度について、長伐期施業の推進のため、契約期間を延長できるようにする。
- (4) 地域住民に国有林野の使用を認める共用林野制度について、地域の共同のバイオマスエネルギー源として、国有林野の立木等を使用できるようにする。

2. 森林法の一部改正

- (1) 森林管理局長は、国有林と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林の森林所有者等と協定（公益的機能維持増進協定）を締結して、当該民有林の整備及び保全を行うことができるようにする。
- (2) 協定は、協定に定める有効期間の間は、新たに森林所有者になった者に対しても効力を有することとする。

3. 特別会計に関する法律の一部改正

- (1) 国営企業の運営のための国有林野事業特別会計を廃止し、国有林野事業は、一般会計において実施することとする。
- (2) 既存の累積債務については、林産物収入等で返済し、新たな国民負担は生じさせないこととし、債務処理を経理する暫定的な特別会計を設置する。

4. 労務・給与関係法律の一部改正

国営企業形態の廃止に伴い、国有林野事業職員の労務・給与について、一般の国家公務員と同様の仕組みに変更する。

II. 施行期日等

平成25年4月1日（管理経営計画制度の改正については公布日）